

答申第 165 号

平成 16 年 3 月 22 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 10 月 4 日付けで諮問された環境農政部に係る県補助金支出事業関係書類等（環境農政総務室）一部非公開の件（諮問第 121 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 平成10年度から平成12年度までの特定の法人の施設運営費補助金に係る文書のうち、口座名義人として記載された情報は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県(以下「県」という。)が補助金を支出している平成10年度から平成12年度までの環境農政部に係る事業に関するすべての文書(ただし、市町村に対する補助金、国庫補助金を財源とする補助金及び交付対象者が個人又は事業者である補助金を除く。)及びそれらに関する預貯金通帳について、神奈川県知事(以下「知事」という。)が、平成12年9月11日付けで行った次に掲げる処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 平成10年度から平成12年度までの特定の法人(以下「本件法人」という。)の施設運営費補助金に係る文書(以下「本件一部非公開文書」という。)を神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分

イ 県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳(以下「本件公開拒否文書」という。)が存在しないとして、公開を拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関が、本件一部非公開文書を条例第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分並びに本件公開拒否文書を不存在とした処分には条例違反があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（環境農政総務室）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件処分の概要について

実施機関は、不服申立人が行った情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対して、本件一部非公開文書及び本件公開拒否文書を請求対象行政文書として特定した。その上で、本件一部非公開文書のうち、以下の部分を非公開とした。

ア 給与手当等内訳表及び収支予算書における本件法人の常勤職員及び非常勤職員の氏名（以下「職員の氏名」という。）

イ 執行伺票及び支出命令票に記載された本件法人の取引先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人（以下「本件口座番号等」という。）
また、本件公開拒否文書については、存在しないため、公開拒否処分を行った。

（2）本件一部非公開文書について

ア 本件一部非公開文書に関する条例第5条第1号該当性について

本件一部非公開文書のうち、給与手当等内訳表及び収支予算書における職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 本件一部非公開文書に関する条例第5条第2号該当性について

本件口座番号等は、法人の事業活動に関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号本文に該当する。また、同号ただし書に該当しない。

（3）本件公開拒否文書の存否について

本件公開請求は、県が補助金を支出している事業に関する預貯金通帳の公開を求めるものであるが、補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、

預貯金通帳は不要であり、存在しないため公開拒否の決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、本件公開請求の内容が多数の室課にわたり、かつ、対象となる行政文書が相当な量となるため、争点を明確にし、本件処分の適否を迅速かつ適正に判断する上で、対象行政文書に記録されている情報の内容を「分類又は整理した資料」(いわゆるヴォン・インデックス)を利用することが有効であると考え、神奈川県情報公開審査会規則第8条に基づき、実施機関から当該資料の提出を受けて、これに基づき審査を行った。また、対象行政文書のうち、当審査会が必要であると判断した箇所について、当該部分を抽出して見分を行った。

なお、不服申立人からは、意見陳述を希望する申出がされなかったこと及び実施機関からは上記資料が提出されたことから、不服申立人からの意見及び実施機関からの口頭による説明の聴取を行わなかった。

(2) 本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書は、平成10年度から平成12年度までの本件法人の施設運営費補助金に係る文書である。

本件一部非公開文書において非公開とされた部分は、職員の氏名及び本件口座番号等である。

ア 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文該当性について

- a 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とする

ことができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報に明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

b 本件一部非公開文書に記載された職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書該当性について

a 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

b 本件一部非公開文書に記載された職員の氏名は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報のいずれにも該当しないと判断する。

c 条例第5条第1号ただし書イは、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については公開することを規定している。

当審査会が調査したところ、本件法人においては職員の氏名を名簿等により一般に公表している事実は認められない。また、本件一部非公開文書に記載された職員の氏名は、給与手当等内訳表及び収支予算書に記載されたものであり、既に公開されている他の部分と照合することにより、特定の個人の所得が明らかとなる情報である。

以上のことからすると、職員の氏名は、慣行として公にされ又は、公にすることが予定されている情報とは認められない。したがって、当該情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文該当性について

a 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報

又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

- b 本件口座番号等は、本件法人の取引先金融機関における口座番号等であり、法人等に関する情報であると認められる。
- c 法人等の取引先金融機関における口座番号等に係る情報は、本来、当該法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に属する情報であって、知らせるべき相手方を限定する利益を有する情報であると考えられる。

しかしながら、当該法人等において当該情報を現実にもそのような意図の下に管理していると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

そこで、本件法人における口座番号等の情報管理の状況について検討する。

- d 一般に、不特定多数の者が常に新規にその顧客となり得るような業種に係る事案であって、当該法人の口座番号等を請求書等に記載して顧客に交付することにより、これが不特定多数の顧客に知られることを容認して、そうした状態に置いていると判断される場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

しかし、本件口座番号等は、本件法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で記載されたものである。

このような本件口座番号等が記載された文書の性格等を考慮すると、本件口座番号等は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであり、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

以上のような情報管理の実態にかんがみると、本諮問案件におい

ては、本件法人は、本件口座番号等を原則として本件法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

e ただし、本件口座番号等のうち、口座名義人として記載された情報については、いずれも本件一部非公開文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

f 以上のことからすると、本件口座番号等は、口座名義人として記載された情報を除いて、これを公開することにより、本件法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(イ) 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

しかし、本件口座番号等は、上記(ア)で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

(3) 本件公開拒否文書の存否について

ア 実施機関は、補助金の支出は補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われることから、預貯金通帳は不要であり、存在しない旨説明している。

イ 通常、実施機関と金融機関等との取引等の記録は、金融機関等において預貯金通帳が作成され、これに記帳される場合と、これに代わる文書が作成される場合とが考えられるが、補助金の補助対象事業者の口座に対して県の指定金融機関から直接払い込む手続で行われていることから、本諮問案件においては、当該手続において預貯金通帳が作成さ

れているとは考え難い。

したがって、本件公開拒否文書は存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(4) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 付言

本事案は、多数の室課に対する公開請求に係るものであって、対象行政文書が相当な量に及ぶものであるといえる。しかも、不服申立人は、対象行政文書の閲覧を行ったとは認められず、不服申立理由も具体的でないため、その主張を必ずしも理解することができなかったことをあえて付言しておきたい。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|---------------------------------|----------------------|
| 平成 12 年 10 月 4 日 | 諮問 |
| 10 月 27 日 | 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 11 月 30 日 | 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 12 月 27 日 | 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 平成 15 年 11 月 19 日 (第 27 回部会) | 審議 |
| 平成 16 年 1 月 14 日 (第 29 回部会) | 審議 |
| 2 月 2 日 (第 30 回部会) | 審議 |
| 2 月 19 日 (第 31 回部会) | 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|-----------------------|--------------------------|
| 金 子 正 史 | 獨 協 大 学 教 授 | |
| 鈴 木 敏 子 | 横 浜 国 立 大 学 教 授 | |
| 竹 森 裕 子 | 弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会) | |
| 田 中 隆 三 | 弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会) | 部 会 員 |
| 玉 卷 弘 光 | 東 海 大 学 教 授 | |
| 千 葉 準 一 | 東 京 都 立 大 学 教 授 | 会 長 職 務 代 理 者 部 会 員 |
| 堀 部 政 男 | 中 央 大 学 教 授 | 会 長 (部 会 長 を 兼 ね る) |

(平成 16 年 3 月 22 日現在) (五十音順)